

必携!!

# すべての先生のための 情報モラル



省委託事業



## 「情報モラル」 指導実践キックオフガイド

保存版



情報を正しく  
安全に使いこなすために

Web版は <http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/>

「情報モラル」指導実践キックオフガイドが  
あなたの学校に届いています。今すぐお読みください!!

WebページURL : <http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/>



# 知っていますか？ 子どもたちのこと

〔子どもの実態調査の結果から〕

家ではインターネットを  
使う**ルールはない!**



📊 小学5年生 60.8%

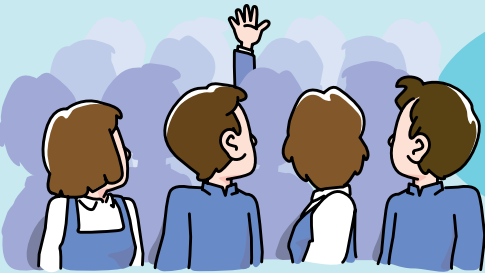


📊 中学2年生 75.0%

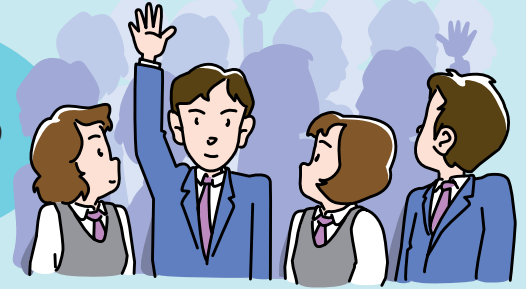
（社）日本PTA全国協議会「子どもの心に与える有害情報問題の  
取り組み『青少年とインターネット等に関する調査』より



自分の携帯電話に  
**出会い系サイト**からの  
メールが届いた!



📊 中学生 4.4%



📊 高校生 22.4%

「情報モラル等指導サポート事業」での調査より

インターネットを見ていたら  
**アダルト**や暴力などの  
サイトに行ってしまった!

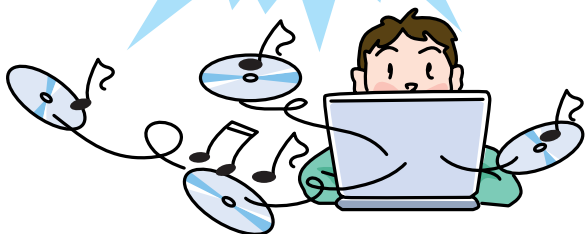
📊 小学生 アダルト画像 6.3% 暴力や残虐画像 1.5%

東京都生活文化局都民生活部の小冊子「インターネットガイドブック」より



こんな実例が学校で起きています。  
いますぐ「指導実践キックオフガイド」やWebで対策を!!

自分が購入した音楽のデータを  
ファイル交換ソフトを使って  
**互いに提供**し合って  
著作権法に違反した。



クラスメートに**いたずらメール**を  
数百通送りつけた生徒が、  
迷惑防止条例に触れて問題になった。





## 電子メールを気持ちよく使うには メールと顔を合わせてのコミュニケーションの違いを考えよう （小学校 道徳 第4学年～第6学年）

### 本時の指導目標と対応する学習指導要領の内容

顔を合わせてのコミュニケーション（会話）と、電子メールでのコミュニケーション（文字情報）での伝わる内容の違いを、具体的な体験の交流や資料を活かした話し合いを通して学習する。

ポイントは、児童に、実際の話言葉をもそのまま文字にしても、気持ちを表せないことを体験を通じて理解させ、パソコンや携帯電話の電子メールによる文字情報だけのコミュニケーションでは、どんな文章にすると、相手にきちんと気持ちを伝えられるのかを考えさせることである。それをもとに、相手が直接見えなくても相手を感じ、尊重する心情を伝えるための留意点について学習する。

### ここでの情報モラル指導のねらい

- ① 4年生...a2-1：相手への影響を考えて行動する  
c2-1：情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る
- ② 5・6年生...a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する  
c3-1：何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない

### チェーンメール

不幸の手紙のように連鎖的に転送されて、大量に流通する電子メールのことを指す。受信者を不安にさせるもの、人の善意を利用してデマを流すことを目的にしたものなどがある。最近ではいじめに電子メールが利用され、そのメールがチェーンメール化する事件も起きている。チェーンメールを受け取っても、転送しないように指導することが大切である。

## 学校全体で取り組む 情報モラル

ところで、わが校の情報モラルは  
だいじょうぶかな？

そうか！だから  
情報モラルが  
必要なんだね

なるほど  
こういうことか！

評価は  
どうするのかな？

インターネットで  
起こっている問題に  
どう対処すればいいの？

子どもがネットで  
被害を受けた  
今すぐ情報モラル指導を  
やる必要があるね

教科のなかでも  
指導する方法が  
あるみたいよ

こんな簡単なら  
すぐやってみよう！



## 誹謗中傷、 ネットいじめへの対応

- (1) 事実確認をする
- (2) 被害の拡大を防ぐ
- (3) 児童生徒の状態に留意
- (4) 相談機関の例

人権相談受付窓口(法務省人権擁護局)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

子どもの人権 110 番

電話 0120-007-110

都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧(警察庁)

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>



## 中学校の実践事例(本冊より。一部)

「そんなつもりじゃなかった」ネット上での誹謗中傷調べ学習、川柳作りの活動を通して  
(中学校 総合的な学習の時間・国語 第1学年)

### 本時の指導目標と対応する学習指導要領の内容

「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び〔言語事項〕について相互に密接な関連を図って、国語の授業で学習した力を伸ばすことを目指す。

新聞記事データベース等を利用して調査することを通じて、インターネット上で起きている事件について調査し、社会的な問題や自分たちの課題について考え、自己の生き方について考えることを目指す。

そして、軽はずみな行動が自分の生活、友だちの生活、社会全体にどのように影響を与えるのかを新聞等で報道されている事件を通じて知る。また、川柳作りでは、他の人に正しい行いをするよう呼びかけることで、よりよい社会を作り上げることに貢献しようとする態度を養う。

### ここでの情報モラル指導のねらい

α4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する

d4-2: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る

g4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける

i4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する

## ● 「用語集」より

### 著作権

文章や写真、絵画、音楽、動画などの著作物を、その著作者に無断で他人に利用されない権利。著作権者の死後50年(映画の場合は公表後70年)を過ぎると著作権が切れる。ただし、著作人格権は消滅しないため、勝手に改変を加えたり、自分の著作物として公表したりすることはできない。授業の過程における利用については、著作権法第35条で著作権者の許諾なく複製できるケースが定められている。

## 高等学校の実践事例(本冊より。一部)

### 著作物は許諾を得て利用しよう

英語版学校紹介のWebページやビデオの制作を通して  
(高等学校 外国語 第1学年)

### 本時の指導目標と対応する学習指導要領の内容

学校紹介は、交流学习を円滑に進めるために重要であり、グループで分担し、協力して学校紹介のビデオとWebページを制作する。英語版学校紹介のビデオやWebページの制作を通して、積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

### ここでの情報モラル指導のねらい

c5-1: 情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する

e5-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる

g5-1: 情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる

### 指導計略案・学習活動

〔第3時～第7時〕取材内容を決めたら、個人情報保護と著作権に関する法令について調べる。取材する際に、個人情報の利用目的の説明を行うなど、適正な個人情報の取得をしなければならないため、利用目的の説明を記した同意を得るための文書を作成する。また、他人の著作物を利用する場合には許諾を得るための文書を作成する。取材時にはその文書を持参し、説明した上で同意書を取るように注意する。

(第1時～第2時及び第8時～第12時は略)



# 情報モラル指導モデルカリキュラム表

この表は、情報モラルの指導カリキュラムの内容を小中高一貫のモデルカリキュラムとして示したものです。このモデルカリキュラムの目標は、学校教育全体の中で達成していくことが望ましく、本モデルカリキュラムを参考にして、それぞれの学校では、地域の実情に合わせて、情報モラルのカリキュラムを組み立て、実施してください。  
各目標の詳細は、Webページをご覧ください。http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/

## <大目標・中目標レベル>

分類	L1: 小学校1~2年	L2: 小学校3~4年	L3: 小学校5~6年	L4: 中学校	L5: 高等学校
1. 情報社会の倫理	a1~3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ			a4~5: 情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	
	a1-1: 約束や決まりを守る	a2-1: 相手への影響を考慮して行動する	a3-1: 他人や社会への影響を考慮して行動する	a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1: 情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
	b1~3: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する			b4~5: 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	
	b1-1: 人の作ったものを大切に する心をもつ	b2-1: 自分の情報や他人の情報を大切に する	b3-1: 情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	b4-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する	b5-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を理解し、尊重する
2. 法の理解と遵守	c2~3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる			c4: 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	c5: 情報に関する法律の内容を理解し、遵守する
	c2-1: 情報の発信や情報やりとりする場合のルール・マナーを知り、守る		c3-1: 何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない	c4-1: 違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない	c5-1: 情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する
			c3-2: 「ルールや決まりを守る」ということの意味を知り、尊重する	c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	c5-2: 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する
			c3-3: 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	c4-3: 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c5-3: 契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
3. 安全への知恵	d1~3: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる			d4~5: 危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	
	d1-1: 大人と一緒に使い、危険に近づかない	d2-1: 危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1: 予測される危険の内容がわかり、避ける	d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解する	d5-1: 情報社会の特性を意識しながら行動する
	d1-2: 不適切な情報に出合わない環境で利用する	d2-2: 不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-2: 不適切な情報であることを認識し、対応できる	d4-2: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d5-2: トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ
	e1~3: 情報を正しく安全に利用することに努める			e4~5: 情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	
	e1-1: 知らない人に、連絡先を教えない	e2-1: 個人の情報は、他人にも知らせない	e3-1: 自他の個人情報を、第三者にも知らせない	e4-1: 情報の信頼性を吟味できる	e5-1: 情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる
	f1~3: 安全や健康を害するような行動を抑制できる			f4~5: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	
f1-1: 決められた利用の時間や約束を守る	f2-1: 健康のために利用時間を決め守る	f3-1: 健康を害するような行動を自制する	f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	
f1-2: 決められた利用の時間や約束を守る	f2-2: 健康のために利用時間を決め守る	f3-2: 人の安全を脅かす行為を行わない	f4-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	
4. 情報セキュリティ	g2~3: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る			g4~5: 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	
	g2-1: 認証の重要性を理解し、正しく利用できる		g3-1: 不正使用や不正アクセスされないように利用できる	g4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	g5-1: 情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i2~3: 情報社会の一員として、公共的な意識を持つ			i4~5: 情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる	
	i2-1: 協力し合ってネットワークを使う		i3-1: ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う	i4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する	i5-1: ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する

●「情報モラル指導モデルカリキュラム表」は、文部科学省委託事業「情報モラル等指導サポート事業」において作成されたものです。



※コードについて(例, a1-1)  
【1桁目の文字】  
a~i: 大目標項目

【2桁目の数字】  
校種・学年 (L1~L5)  
1: L1 (小学校低学年: 1~2年生)  
2: L2 (小学校中学年: 3~4年生)  
3: L3 (小学校高学年: 5~6年生)  
4: L4 (中学校 (高等学校を含む場合もある))  
5: L5 (高等学校)

【3桁目の数字 (ハイフンの後の数字)】  
大目標項目内の一連番号

たとえば、c05-Fa1-1は次を表す。  
大目標項目01: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ (小学校1~2年生)  
中目標項目01-1: 約束や決まりを守る (小学校1~2年生大目標項目01の1番目の中目標)

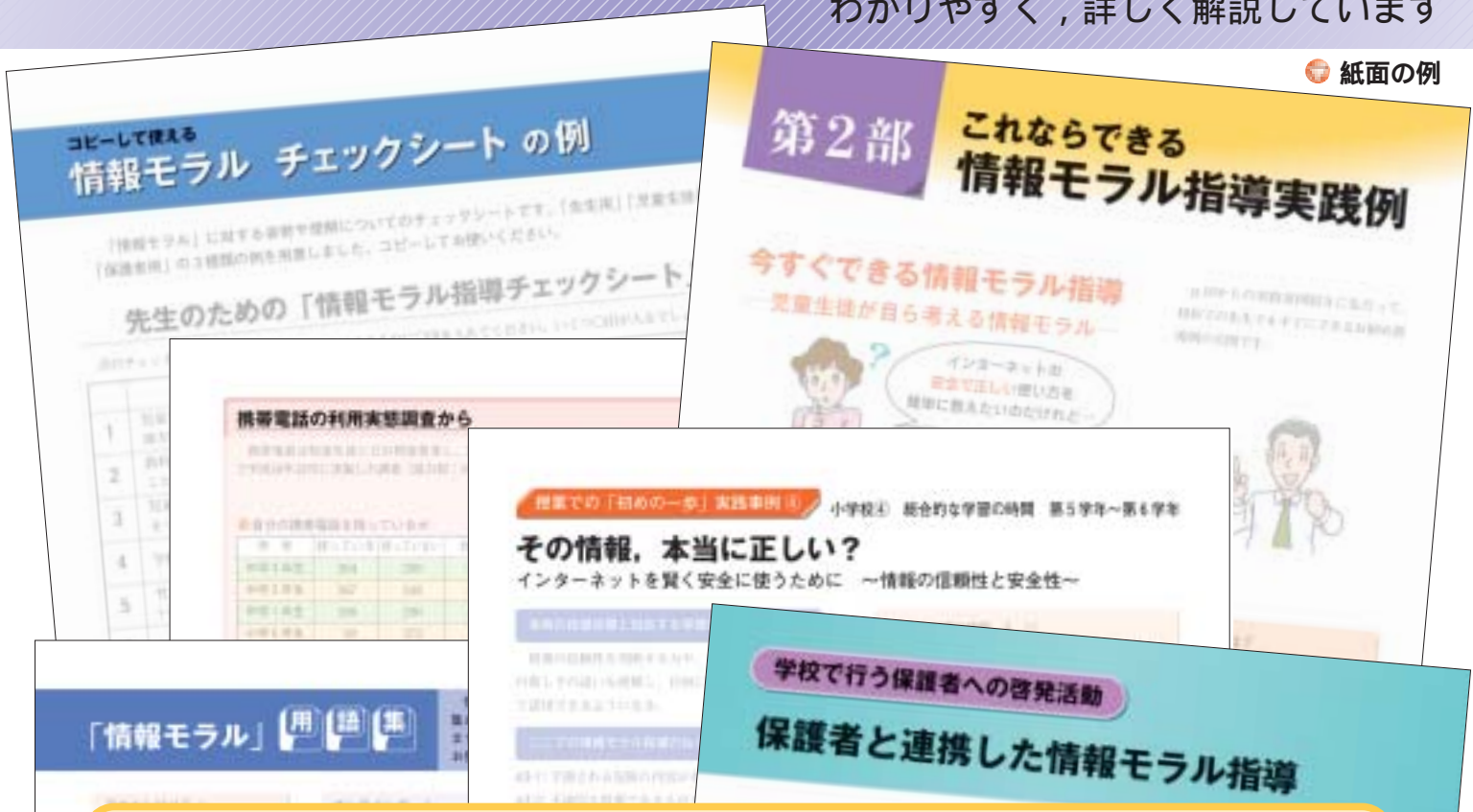


保存版

# 「情報モラル」 指導実践キックオフガイドには**情報が満載!!**

わかりやすく、詳しく解説しています

紙面の例



先生の実践をサポートするWeb情報もたくさん載っています。例えば.....

### 文部科学省

- インターネット活用のための情報モラル指導事例集 <http://www.cec.or.jp/books/H12/pdf/b01.pdf>
- インターネット活用ガイドブック、モラル・セキュリティ編 <http://www.cec.or.jp/books/guidebook.pdf>
- “情報モラル”授業サポートセンター <http://sweb.nctd.go.jp/support/index.html>
- 平成17年度「情報モラル等指導サポート事業」 [http://sweb.nctd.go.jp/g\\_support/index.html](http://sweb.nctd.go.jp/g_support/index.html)

### (独)教員研修センター

情報モラル研修教材2005 <http://sweb.nctd.go.jp/2005/index.htm>

### NICER (教育情報ナショナルセンター)

著作権 / 情報モラル <http://www.nicer.go.jp/lom/program/index.php?pageid=090000>

文化庁 場面対応型指導事例集 / 著作権教育 5分間の使い方 <http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/>  
著作権なるほど質問箱 <http://bushclover.nime.ac.jp/c-edu/>

総務省 インターネットの世界 <http://www.kids.soumu.go.jp/internet/caution/index.html>

国民のための情報セキュリティサイト [http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/security/index.htm](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm)

警察庁 サイバー犯罪対策 - 情報セキュリティ対策ビデオ <http://www.npa.go.jp/cyber/video/index.html>  
キッズ・パトロール <http://www.cyberpolice.go.jp/kids/index.html>

### (独)情報処理推進機構

セキュリティセンター / 対策のしおり <http://www.ipa.go.jp/security/antivirus/shiori.html>

スパイウェア対策のしおり [http://www.ipa.go.jp/security/antivirus/documents/2\\_spyware\\_v5.pdf](http://www.ipa.go.jp/security/antivirus/documents/2_spyware_v5.pdf)

問い合わせ先：文部科学省初等中等教育局参事官(産業教育・情報教育担当)付情報教育係

〒100-8959 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL: 03-5253-4111(代) 内線 2090

発行：社団法人 日本教育工学振興会(JAPET)

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル2F TEL: 03-5575-5365

学校名

名前



Web版URL : <http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/>

© 文部科学省 2007

利用の際は必ず下記サイトを参照下さい。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)